

令和8年4月7日

各中学校保護者 様  
各中学校教職員等 各位

合志市教育委員会 学校教育課長

令和8年度学校給食費の事務取扱について（お知らせ）

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

学校給食につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和8年度の学校給食費につきましては、下記のとおりになりますのでお知らせいたします。

記

## 1 学校給食費について

	年間学校給食費／1期あたりの額（11期分）	／一食単価
①合志市内の中学校 に在籍する生徒	58,300円	5,300円／300円
①以外	70,840円	6,440円／370円

※1年間のうち、夏休み期間の約1ヵ月分を除いた11期分を年間の給食費とします。

※学校給食費を口座振替徴収する際は、別途每期、登録口座ごとに**110円**の口座振替手数料がかかります。

※残高不足等で未納となった場合は、学校を通して未納通知を送付し、各自で学校の給食費口座へお振込みいただくか、合志市役所学校教育課窓口でお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください（窓口でのお支払いの場合、釣銭が発生しないようご協力願います）。

※令和8年度も、例年どおり年間合計金額の一括納付を実施します（別途希望調査を行ないます）。

※中学3年生の給食費は、他の学年に比べ年間給食提供回数が少ないため、2月期を減額調整の上徴収します（別途お知らせいたします）。

## 2 学校給食費の納付等について

納付方法：口座振替による

※口座の登録がお済みでない方は、**毎月中旬まで**に手続きをお願いします。

（口座振替処理を、毎月中旬に行ないます。）

納付回数：1年間を11期に分け、**期別払い**か**一括納付**のどちらか。

※4月と3月は徴収を行ないません。

**期別払い**の場合、年10回 {初回5月振替時のみ2期分（◎）、他は1期分を9回徴収}

**一括納付**の場合、年1回 {初回5月振替時に年間分にあたる11期分（●）を徴収}

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別払い	■	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■
一括納付	■	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■

口座振替日：毎月**28日**が基本、28日が金融機関休業日の場合、翌営業日

### 3 学校給食の年度途中における給食停止・開始（再開）について

長期にわたる欠席、転出入による給食の停止や開始（再開）がある場合は、食材発注の関係で、必ず手続きが必要です。

#### （1）手続き方法

- ①給食の停止・・・対象者が在籍している学校へご連絡ください。
- ②給食の開始（再開）・・・対象者の給食開始（再開）日が決まりましたら、在籍している学校へすみやかにご連絡ください。

#### （2）減額・返金対象の基準

学校へ給食停止のご連絡をされた日から2日後（土日祝をはさまない）から適用となり、かつ5日間以上連続して欠食となる場合に減額・返金の対象となります。

手続きを行わないと給食費の減額・返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

**【例1】～【例3】の前提条件：令和8年4月20日（月）に、病気やケガで学校に行けなくなった。**

**【例1】** 令和8年4月22日（水）から令和8年5月22日（金）まで入院が必要となることになった場合

令和8年4月20日（月）に学校へ給食停止の連絡をする

→4月22日（水）入院初日から対象となります。

給食の欠食回数は19回（4/22～24、4/27～28、4/30～5/1、5/7～8、5/11～15、5/18～22）

となり、給食費減額・返金の対象になります。

※下記の**【例2】【例3】**のように、手続きが遅れてしまうことにより対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

**【例2】** 長期欠席となる期間が、令和8年4月20日（月）から令和8年5月8日（金）となる場合（一部減額・返金対象外となります）

令和8年4月20日（月）に学校へ給食停止の連絡をする

→4月22日（水）以降分が対象となります。（4月20日、21日は対象外です）

給食の欠食回数は9回（4/22～24、4/27～28、4/30～5/1、5/7～8）となり、給食費減額・

返金の対象になります。

**【例3】** 長期欠席となる期間が、令和8年4月20日（月）から令和8年4月27日（月）となる場合（対象期間が5日間未満なので減額・返金対象外となります）

令和8年4月20日（月）に停止届を提出

→4月22日（水）以降分が対象となります。（4月20日、21日は対象外です）

給食の欠食回数は4回（4/22～24、4/27）となり、給食費減額・返金の対象とはなりません。

※学級閉鎖、学年閉鎖、休校に伴う分の減額・返金是对応いたしません。

（これまでに措置してきましたインフルエンザ等では、5日間未満での対応となっているため）

#### （3）減額・返金の金額

令和8年度給食一食単価に欠食回数を乗じた金額を減額・返金します。

ただし、徴収した給食費を限度額とします。

令和8年度給食 一食単価 ①合志市内の中学校に在籍する生徒：**300円**、①以外：370円

#### (4) 減額・返金方法

- 期別払い**の方 返金が発生した以降の給食費振替時に減額調整を行ないますが、減額調整ができなければ振込返金、もしくは学校教育課窓口での現金返金を行ないます。
- 一括納付**の方 翌年度の初回口座振替時に減額調整を行ないます。減額が1万円以上になる場合は、振込返金、もしくは学校教育課窓口での現金返金を行なうこともあります。

#### 4 飲用牛乳停止者に対する学校給食費について

アレルギー等により飲用牛乳の提供を停止する児童生徒について、学校からアレルギー等対応の決定通知を受け取る際に同封されている『学校給食 飲用牛乳停止届』に必要事項を記載し、学校へ提出してください。停止届を受付した後、合志市内の中学校に在籍する生徒の学校給食費については、飲用牛乳分の金額を減額して徴収しますので、減額した学校給食費に係る通知を保護者に送付します。

#### 5 児童手当から学校給食費に充てて納付することについて

**【対象者は、中学校生徒、及び令和7年度までに学校給食費の未納がある小学校児童・中学校生徒です。】**

22歳の年度末までのこどもを養育している方（支給対象は高校生年代まで）に、**児童手当が毎年偶数月（年6回）にそれぞれ2ヶ月分ずつ支給されることになっています。**この児童手当は、児童手当法第21条第1項・2項の規定に基づき、保護者様からの申し出により（別途『申出書』の提出が必要）学校給食費の納付に充てることができます。児童手当からの天引きになり口座振替手数料がかかりません。ご希望の方は下記担当までお問い合わせください。

**【この制度を利用できる方】**合志市から児童手当の支給を受けている方

※合志市以外の自治体から支給を受けている方及び公務員で勤務先から児童手当の支給を受けている方はご利用できません。

★令和7年度までに児童手当から学校給食費に充てたことがある方で、令和8年度も充ててることを希望される保護者様は、令和8年度4月中旬までに下記担当までご連絡をお願いします。

#### 6 学校給食費の口座振替に係る口座登録方法について

令和8年度4月1日以降、『WE B口座振替受付サービス』による振替口座登録ができなくなります。つきましては、新規に登録する方・既に登録している口座の変更を希望する方は、学校教育課及び各学校に配置している『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』（4枚複写式 B5版）にご記入・金融機関登録印の押印を行ない、速やかにご提出をお願いします。

また、登録可能な金融機関は以下に限定されますので、ご注意ください。

肥後銀行、ゆうちょ銀行、熊本銀行、熊本県信用組合、福岡銀行、

西日本シティ銀行、十八親和銀行、鹿児島銀行、大分銀行、佐賀銀行、宮崎銀行

**昨年度まで合志市内の小・中学校に在籍していた方は、再度の口座登録は不要です。**

担当：合志市学校教育課 学校給食班 TEL（096）248-2366（直通）